

社労 think NEWS (併設 社労士家村事務所)

— 2026年 春号 —



～事務所宣言～ 私たちは男女が
ともに安心して子育てをし、仕事に
打ち込める社会を目指します

T101-0022

東京都千代田区神田練堀町73 プロミエ秋葉原701

TEL 03-3256-4864 FAX 03-3256-4865

E-mail k@iemura.jp URL <https://sr-wakariyasuku.com/>

2026年春の保険料改定

○ 令和8年3月分(4月納付分)から協会けんぽの健康保険料率改定 (カッコ内は被保険者負担分)

・東京都	9.85% (4.925%)	引下げ
・千葉県	9.73% (4.865%)	引下げ
・埼玉県	9.67% (4.835%)	引下げ
・神奈川県	9.92% (4.960%)	同率
・栃木県	9.82% (4.910%)	同率
・茨城県	9.52% (4.760%)	引下げ
・群馬県	9.68% (4.840%)	引下げ

https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/shared/hokenryouritu/r8/ippan/R8_13tokyo.pdf

○ 令和8年3月分(4月納付分)から協会けんぽの介護保険料率改定(カッコ内は被保険者負担分)

・全国一律	1.62% (0.810%)	引上げ
-------	----------------	-----

○ 令和8年度の労災保険料率

令和7年度から変更ありません。「その他の各種事業」の労災保険料率は3/1000で変わりません。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/rousaihoken06/rousai_hokenritsu_kaitei.html

○ 令和8年度の雇用保険料率

一般の事業の場合、労使で現在は賃金の計1.45%を負担している保険料率が、**令和8年度は1.35%に引き下げ**られます。うち、労働者の負担分は0.50%、事業主負担分は0.85%となります。引下げは2年連続で、4月1日から適用されます。

4月から始まる子ども・子育て支援金控除

冬号の事務所ニュースでもお知らせしたとおり、今年**4月から、「子ども・子育て支援金」制度が始まります。**この制度は、児童手当の拡充や出産・子育て応援交付金などの少子化対策を促進するための施策のために、**全世代が新たに「子ども・子育て支援金」を負担する制度で**

す。(従来の子ども・子育て拠出金とは別建ての制度)

会社で健康保険に加入している人の場合には、健康保険料・介護保険料と合わせて令和8年4月分(5月納付分)の「子ども・子育て支援金」が**給与から控除**されます。

協会けんぽの支援金の今年度保険料率は0.23%(労使折半のため、**被保険者負担分は0.115%**)で、標準報酬月額×保険料率を毎月の給与から控除します。**4月以降に支給される賞与**からも支援金を控除します。

「子ども・子育て支援金」控除額の**給与明細の表示**については、健康保険料と分けて表示することは法令上の義務ではありませんが、子ども家庭庁から**内訳を記載**することについての**理解・協力**のお願いを求められています。

なお、**産前産後・育児休業の社会保険料免除期間中は、支援金も免除**となります。

制度の概要は下記リーフレットをご覧ください。

<https://roumu.com/pdf/2026020642.pdf>

セミナー講師をつとめました

家村が一般社団法人 BLP-Network 様からご依頼をいただき、社労士を活用するポイントと留意点についてオンラインで解説しました。セミナー後の質疑応答は対話形式で、活発な議論が交わされました。

弊所の体制について

弊所へのご相談やお問合せはメールまたは事務所電話 **03-3256-4864** までお願いします。Zoom や Webex 等の面談にも対応しております。

